

貨物検査場所の指定についての一部改正について

「貨物検査場所の指定について」（昭和42年4月1日付公示第1号）の一部を下記のとおり改正する。なお、「貨物の検査場所の指定について」（令和5年公示第4号）は廃止する。

令和5年6月19日

清水税関支署長 小田 健志

記

貨物検査場所の指定について（昭和42年4月1日付公示第1号）の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

貨物検査場所の指定について（昭和42年支署長公示第1号）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1～5 （省略）</p> <p><u>6</u> <u>航空自衛隊浜松基地 北地区の第1格納庫（建物番号00001）及び第2格納庫（建物番号00002）</u></p> <p><u>7</u> 清水港国際クルーズターミナル（1階）（静岡県静岡市清水区日の出町34の1、34の2）</p> <p><u>8</u> 田子の浦港 富士埠頭 富士1号岸壁（静岡県富士市前田字蒲島473番1）前面に係留されたクルーズ船</p> <p><u>9</u> 田子の浦港 富士埠頭 富士1号岸壁（静岡県富士市前田字蒲島473番1）に設置された仮設検査場</p> <p><u>10</u> 前各項に規定する検査場所は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については適用しないものとし、当該貨物に係る検査場所は、次に掲げる場所とする。 （1）～（2） （省略）</p>	<p>1～5 （同左）</p> <p>（新規）</p> <p><u>6</u> 清水港国際クルーズターミナル（1階）（静岡県静岡市清水区日の出町34の1、34の2）</p> <p><u>7</u> 田子の浦港 富士埠頭 富士1号岸壁（静岡県富士市前田字蒲島473番1）前面に係留されたクルーズ船</p> <p><u>8</u> 田子の浦港 富士埠頭 富士1号岸壁（静岡県富士市前田字蒲島473番1）に設置された仮設検査場</p> <p><u>9</u> 前各項に規定する検査場所は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については適用しないものとし、当該貨物に係る検査場所は、次に掲げる場所とする。 （1）～（2） （同左）</p>